

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び名称

佐賀県伊万里市山代町久原2982

株式会社奈雅井

(法人番号 : 3300001005592)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

株式会社奈雅井第2

佐賀県伊万里市山代町久原字下場2872番14及び16

3 更新した期間

自 令和8年3月1日

至 令和14年2月29日

令和8年2月4日

門司税關長 弓削 州司